

今期懇話会の方向性について

1 「かながわ国際施策推進指針」について

- ・ 「かながわ国際施策推進指針（以下「指針」という。）」については、令和2年度当初、入管難民法の改正等による外国人労働者の受け入れ増加、外国籍児童・生徒の増加、日本語教育推進法の施行等に対応するため、改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症による多文化共生やグローバル戦略などへの影響を見極める必要があることから、令和2年度の改定を見送りました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえ、見通しが立てられる状況になるなど、適切なタイミングで指針の改定を検討することとしていますが、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であるため、指針の改定を見送る方向で考えています。

2 委員の任期について

- ・ 懇話会の今期の任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日（令和3年度末）までの2年間となっていますが、今後の指針の改定に向け、委員の皆様には、継続して議論いただく必要があると考えています。
- ・ 「かながわ国際政策推進懇話会設置要綱」第3条第4項において、「委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。」と規定されていますので、今期の任期を1年延長することを視野に入れて、懇話会を進めていきたいと考えています。【資料2】
- ・ 懇話会に設置されている「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）（以下「専門委員会」という。）」についても同様に、任期の延長を視野に入れて進めていきます。【資料3】

3 「外国籍県民かながわ会議」との連携について

- ・ 神奈川県では、外国籍県民に係る施策等について、知事への提言を行う会議として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍会議」という。）を設置しています。
- ・ 懇話会では、引き続き外国籍会議と連携し、外国籍会議が県に提言すべき内容を選定、集約する際に助言するなど、外国籍会議をサポートするとともに、外国籍会議の議論の内容について、懇話会が国際政策推進の議論に活かせるよう密接に連携していきます。
- ・ 令和3年度においては、委員の皆様には1人1回程度、外国籍会議に出席いただくなど、外国籍会議に関わっていただく機会を設けたいと考えています。【資料4】

【参考：外国籍会議の概要】

協議事項等	<p>外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行う。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民に係る施策に関すること。 ・ 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。 ・ その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。
人数	15人以内
任期	2年半程度

4 地域日本語教育「総合調整会議」について

- ・ 地域日本語教育の推進については、外国籍県民等への支援につながる喫緊の課題であること、日本語教育推進法に基づく国の基本方針が令和2年6月に閣議決定されたこと等を踏まえ、本県における地域日本語教育の体制づくりを進めています。
- ・ 地域日本語教育を進めるに当たっては、令和2年3月に取りまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性（以下「施策の方向性」という。）」とともに、令和3年3月に専門委員会において取りまとめていただいた「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）報告書（以下「報告書」という。）」を拠り所として、事業を推進していきます。**資料5**
- ・ 次回「第14期第5回」の懇話会は、本県で地域日本語教育を進めるために活用している文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、必須要件とされている有識者等からの意見を聴取する「総合調整会議」に位置付けて開催させていただく予定です。
- ・ 時期は令和4年2月頃を予定していますが、改めて日程については調整させていただきます。

5 今年度のスケジュール（予定）

令和3年

7月18日（日）	第4回懇話会
8月	第4回専門委員会
8月以降	外国籍会議との連携

令和4年

1月	第5回専門委員会
2月	第5回懇話会